

## 施設定員・料金一覧表

令和5年4月1日改訂

		定員 (人)	午前	午後A	午後B	夜間									
			午前9時から 正午まで	午後0時30分から 午後3時まで	午後3時30分から 午後6時まで	午後6時30分から 午後9時30分まで									
B 2 F	ワムホール	180	8,750	7,300	7,300	8,750									
	舞台のみ		4,370	3,650	3,650	4,370									
	ワムホール 平日利用		7,870	6,570	6,570	7,870									
	舞台のみ		3,930	3,280	3,280	3,930									
		定員 (人)	1時間単位料金 (毎時00分から)	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	12.5時間
	控室 1	6	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700	770	840	870
	控室 2	6	80	160	240	320	400	480	560	640	720	800	880	960	1,000
B 1 F	ファミリールーム	6	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700	770	840	870
B 1 F	ローズホール	70	730	1,460	2,190	2,920	3,650	4,380	5,110	5,840	6,570	7,300	8,030	8,760	9,120
3 F	和室	32	560	1,120	1,680	2,240	2,800	3,360	3,920	4,480	5,040	5,600	6,160	6,720	7,000
	料理工房	25	700	1,400	2,100	2,800	3,500	4,200	4,900	5,600	6,300	7,000	7,700	8,400	8,750
4 F	401	14	190	380	570	760	950	1,140	1,330	1,520	1,710	1,900	2,090	2,280	2,370
	402	14	190	380	570	760	950	1,140	1,330	1,520	1,710	1,900	2,090	2,280	2,370
	401・402	28	380	760	1,140	1,520	1,900	2,280	2,660	3,040	3,420	3,800	4,180	4,560	4,750
	403	6	80	160	240	320	400	480	560	640	720	800	880	960	1,000
	404	14	190	380	570	760	950	1,140	1,330	1,520	1,710	1,900	2,090	2,280	2,370
	405	24	360	720	1,080	1,440	1,800	2,160	2,520	2,880	3,240	3,600	3,960	4,320	4,500
	404・405	38	550	1,100	1,650	2,200	2,750	3,300	3,850	4,400	4,950	5,500	6,050	6,600	6,870
5 F	501	26	320	640	960	1,280	1,600	1,920	2,240	2,560	2,880	3,200	3,520	3,840	4,000
	502	40	530	1,060	1,590	2,120	2,650	3,180	3,710	4,240	4,770	5,300	5,830	6,360	6,620
	501・502	66	850	1,700	2,550	3,400	4,250	5,100	5,950	6,800	7,650	8,500	9,350	10,200	10,620
	503	6	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700	770	840	870

## 備考

- 1 2人以上の高校生以下の者をで構成される団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額とする。
  - (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
  - (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体に市長が適当と認めたもの
- 2 市外居住者（法人その他の団体にあっては、その所在地が市外であるもの）が利用するときの利用料の額は、当該利用料の額に10割の額を加算した額とする。
- 3 利用者が入場料その他これに類するものを徴収し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの利用料の額は、当該利用料の額に10割の額を加算した額とする。ただし、備考第1項の規定が適用される場合にあっては、この限りでない。
  - (1) 利用者が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体である場合
  - (2) 入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上の場合
- 4 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。
- 5 ワムホールの利用料は、控室1、控室2及びファミリールームの利用料を含むものとする。
- 6 ワムホールを次に掲げる日以外の日を利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の10分の9に相当する額とする。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 7 ワムホールの舞台のみを利用するときの利用料の額は、当該利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、備考第5項の規定は適用しない。
- 8 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。
- 9 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における利用料の額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) ワムホールの舞台のみの利用に伴い控室1、控室2又はファミリールーム（以下この号において「控室等」という。）を利用する場合において、利用時間に1時間未満の端数があるとき 控室等の利用料の額の2分の1に相当する額
  - (2) ワムホール以外の施設を午後9時から午後9時30分まで利用するとき 当該施設の利用料の額の2分の1に相当する額
- 10 備考第6項、備考第7項及び前項の規定を適用する場合において、利用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。